

起工 査定	第	号
----------	---	---

(表)

請 書

年 月 日

福岡県 殿

住 所
請負者氏名 印

工事を下記のとおり行うことを承諾します。

記

1 工 事

線 市 町
大字 字
筋 郡 村
工事

別紙設計仕様書及び図面のとおり

2 請 負 金 額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

3 工 期 着工 年 月 日から

日間

完成 年 月 日まで

4 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。

5 私の責任において、工期内に工事を完成することができなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、契約金額のパーセントの金額を納入します。

6 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(裏)

- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席すること等)。
- 7 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

- 備考 1 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額欄は、請負者が課税事業者である場合に、請負金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 2 遅滞損害金に係る「契約金額のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。
- 3 別途知事の定めるところにより、工事請負契約条項を添付する場合は、第4項から第7項の記載を省略し「4 工事請負契約条項別紙添付のとおり」と記載すること。